

美術品等の固定資産税（償却資産）の申告について

平成 26 年 12 月に法人税基本通達等の一部改正が行われ、美術品等に係る減価償却資産の範囲の取扱いが改正されました。これに伴い、固定資産税（償却資産）における美術品等の申告については下表のとおり取り扱いますので、ご確認のうえ申告していただくようお願いいたします。

新たに減価償却が可能となった美術品等の取得時期	事業者	申告要否
平成 27 年 1 月 1 日以後 ※1	個人事業者及び全法人	申告が 必要 です。
平成 27 年 1 月 1 日より前	個人事業者及び全法人 ※2	減価償却資産として取り扱う場合
		申告が 必要 です。 (取得年月は当初取得年月を申告してください。)
		減価償却資産として取り扱わない場合
		申告は 不要 です。

なお、以下の場合には、美術品等の申告が平成 27 年度から必要となります。

平成 27 年度に申告する必要のあった美術品等を平成 28 年度の申告に含める場合は、申告書の<18 備考（添付書類等）>欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の<摘要>欄に、「美術品平成 27 年度申告もれ」等、申告もれ資産であることがわかる記載をしてください。

平成 27 年度から美術品等の申告が必要な場合

※1 平成 27 年 1 月 1 日に美術品等を取得した場合。

※2 個人事業者及び 12 月決算法人が、平成 27 年 1 月 1 日より前に取得した美術品等を減価償却資産として取り扱う場合。

また、12 月決算法人以外の法人が平成 27 年度に美術品等の申告をされた場合は、平成 27 年度については過申告になります。平成 28 年度の申告書の<18 備考（添付書類等）>欄及び種類別明細書の<摘要>欄に「美術品平成 27 年度過申告」等、過申告の資産であることがわかる記載をしてください。



平成 27 年 11 月
東京都主税局

詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索